

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p>第1章 計画の目的</p> <p>第6節 計画の周知</p> <p>【参考】災害発生時等の基本的な行動</p> <div data-bbox="168 547 645 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難勧告・指示発令（市町村）</p> </div> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱</p> <p>（略）</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（8）福岡管区气象台(大分地方气象台)</p> <p>ニ 市町村が行う<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。</p>	<p>第1章 計画の目的</p> <p>第6節 計画の周知</p> <p>【参考】災害発生時等の基本的な行動</p> <div data-bbox="1160 547 1581 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難指示発令（市町村）</p> </div> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱</p> <p>（略）</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（8）福岡管区气象台(大分地方气象台)</p> <p>ニ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>(略)</p> <p>7 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針</p> <p>洪水、<u>高潮</u>、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、<u>堤防排水路等の施設</u>を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため必要な農地、農業用施設等の要防災地区を定め、当該地区を主体とした<u>防災対策に関する長期計画を樹立実施するものとする。</u></p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び市町村は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、<u>地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携</u>を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。</p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>(略)</p> <p>7 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針</p> <p>洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、<u>ため池、用排水施設等</u>を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、<u>市及び県において</u>、防災対策に関する長期計画を<u>策定し、計画的な実施を図るものとする。</u></p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び市町村は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、<u>地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携</u>を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。</p> <p>4 市の推進方針 (略)</p> <p>(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意の取得等に対する支援 	<p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>4 市の推進方針 (略)</p> <p>(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>6 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>第2節 防災訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた防災訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>○ 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のも</p>	<p>6 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>第2節 防災訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>○ 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のも</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>と、工夫を凝らした運営を心がけること。</p> <p>○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>市は、県及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練 (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練 (3) 交通規制、事前避難に関する訓練 (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練 (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練</p> <p>(新設)</p>	<p>と、工夫を凝らした運営を心がけること。</p> <p>○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>市は、県及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練 (2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練 (3) 交通規制、事前避難に関する訓練 (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練 (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練</p> <p>(6) 広域避難に関する訓練</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 (略)</p> <p>第3節 防災教育 1～2 (略) 3 地域等における防災教育 (1) (略) (2) 市民に対する防災教育 市は、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ビデオの映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p>なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>(7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 (略)</p> <p>第3節 防災教育 1～2 (略) 3 地域等における防災教育 (1) (略) (2) 市民に対する防災教育 市は、<u>防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため</u>、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、次の事項を含むものとし、<u>マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット</u>・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。<u>災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災・啓発ツールを活用し</u>、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢とし</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>イ 地震・津波に関する知識 (略) (ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>浸水想定区域外でも浸水する可能性があること</u>、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 (略) ニ 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動 (略)</p> <p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>3 ボランティアの育成・強化</p>	<p>であること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>イ 地震・津波に関する知識 (略) (ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>津波浸水想定の対象地域区域外</u>でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性 (略) ニ 警報等発表時や<u>避難指示等</u>の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動 (略)</p> <p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>3 ボランティアの育成・強化</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。</p> <p>このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、研修会に積極的に参加する。</p>	<p>災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、市など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。</p> <p>このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修会に積極的に参加する。</p> <p>なお、大分県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等</p> <p>イ 基本方針</p> <p>(イ) 市は、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、また、安否確認等を行うため、危機管理課、福祉事務所等との連携の下、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月内閣府）」を基に、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、名簿作成にあたって、必要に応じて県に情報提供を求める。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等</p> <p>イ 基本方針</p> <p>(イ) 市は、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、また、安否確認等を行うため、危機管理課、福祉事務所等との連携の下、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月内閣府）(R3.5月改訂)」を基に、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、名簿作成にあたって、必要に応じて県に情報提供を求める。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(ロ) 市は、危機管理課、福祉事務所など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(ロ) 市は、避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(ハ) 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(ハ) 市は、避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(ニ) 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>(ホ) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>2) 避難誘導體制の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知(公示)する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができ</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 居住者等への情報伝達</p> <p>市は、市内居住者、事業者（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災ラジオ及び屋外拡声スピーカーの整備、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県の実施する県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページや、<u>ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア</u>）の活用、ケーブルテレビ（CATV）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、公共情報コモンズの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。</p>	<p>るよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達体制の充実</p> <p>ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 居住者等への情報伝達</p> <p>市は、市内居住者、事業者（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災ラジオ及び屋外拡声スピーカーの整備、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県の実施する県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページや、<u>SNS等</u>）の活用、ケーブルテレビ（CATV）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、公共情報コモンズの活用、報道</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>また、<u>避難勧告等及び避難指示(緊急)</u>の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実</p> <p>地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を市民に迅速に知らせる必要がある。</p> <p>市は、市民及び市内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災ラジオ及び屋外拡声スピーカー、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや、<u>ツイッター</u>、<u>フェイスブック</u>等のソーシャルメディア）の活用、ケーブルテレビ（CATV）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>さらに、<u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u>等の情報について、防災G I S</p>	<p>機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>また、<u>避難指示等</u>の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実</p> <p>地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を市民に迅速に知らせる必要がある。</p> <p>市は、市民及び市内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災ラジオ及び屋外拡声スピーカー、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや<u>SNS等</u>）の活用、ケーブルテレビ（CATV）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。</p> <p>さらに、<u>避難指示</u>等の情報について、防災G I Sの入力により、各種メールに自動配信できるよう、システム改修に向け県と連携を図る。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>の入力により、各種メールに自動配信できるよう、システム改修に向け 県と連携を図る。</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実 (略)</p> <p>ニ 避難勧告等判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>(2) 避難誘導対策の充実 (略)</p> <p>ニ 避難指示等判断・伝達マニュアルの作成</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>2 災害発生時における市の組織体制</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部（二次体制）</p> <p>設置基準 a. 市内で震度5弱の地震を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に、「津波警報」を発表したとき c. 小・中規模の災害発生が予想されるとき d. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>3 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置</p> <p>(1) 津波警報の伝達系統 大分川ダム工事事務所</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織 (略)</p> <p>2 災害発生時における市の組織体制</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>イ 災害警戒本部（二次体制）</p> <p>設置基準 a. 市内で震度5弱の地震を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に、「津波警報」を発表したとき c. 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき d. 小・中規模の災害発生が予想されるとき e. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>3 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置</p> <p>(1) 津波警報の伝達系統 削除</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後																			
<p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する活動 市内で風水害等により大規模な被害が発生した場合、市は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。</p> <p>2 災害救助法適用基準 (1) 略 (2) 略 (新設)</p> <p>3 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対 象</th> <th>期 間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td> <td>1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の確保 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対 象	期 間	備考	輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の確保 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内		<p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する活動 市内で風水害等により大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、市は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。</p> <p>2 災害救助法適用基準 (1) 略 (2) 略 (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、本市区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</p> <p>3 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対 象</th> <th>期 間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td> <td>1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の確保 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対 象	期 間	備考	輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者 及び避難者 の避難に 係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の確保 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	対 象	期 間	備考																				
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の確保 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内																					
救助の種類	対 象	期 間	備考																				
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者 及び避難者 の避難に 係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の確保 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内																					

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第8節 防災ヘリコプターの緊急運航の要請</p> <p>3 緊急運航要請に係る手続</p> <p>(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手続は次のとおりである。</p> <pre> graph TD City[杵築市] -- ① 出動要請 --> Manager[防災航空管理者 (防災航空隊)] Manager -- ② 出動の可否回答 --> City City -- ③ 出動 --> Manager Manager -- ④ 出動報告 --> ManagerRes[運航管理責任者 (消防保安室長)] Manager -- ⑤ 出動終了報告 --> ManagerRes ManagerRes -- 重大事項報告 --> OverallMgr[統括管理者 (生活環境部長)] Manager -- ⑥ 災害状況報告 --> City </pre>	<p>第8節 防災ヘリコプターの緊急運航の要請</p> <p>3 緊急運航要請に係る手続</p> <p>(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手続は次のとおりである。</p> <pre> graph TD City[杵築市] -- ① 出動要請 --> Manager[運航責任者 (防災航空管理監)] Manager -- ② 出動の可否回答 --> City City -- ③ 出動 --> Manager Manager -- ④ 出動報告 --> ManagerRes[運航管理責任者 (消防保安室長)] Manager -- ⑤ 出動終了報告 --> ManagerRes ManagerRes -- 重大事項報告 --> OverallMgr[統括管理者 (防災局長)] Manager -- ⑥ 災害状況報告 --> City </pre>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第16節 広報活動・災害記録活動</p> <p>2 市の広報・災害記録活動の措置</p> <p>(1) 活動体制の確立</p> <p>災害対策本部を設置した場合、市では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。</p> <p>イ 報道機関への協力要請</p> <p><u>総務対策班広報係は、迅速かつきめ細かな広報について、報道機関に対して協力の要請を行う</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成</p> <p>ハ 報道機関に対する情報の提供</p> <p>(へ) 住民に対する<u>避難勧告・避難指示及び避難所等の状況</u></p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>(略)</p> <p>第2節 地震・津波に関する<u>避難の勧告・指示等</u>及び誘導</p> <p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、地震・津波に関する<u>避難の勧告・指示</u>及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p>	<p>第16節 広報活動・災害記録活動</p> <p>2 市の広報・災害記録活動の措置</p> <p>(1) 活動体制の確立</p> <p>災害対策本部を設置した場合、市では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。</p> <p>イ 報道機関への協力要請</p> <p>本部事務局は、報道機関に対して協力の要請を行う</p> <p>(略)</p> <p>(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成</p> <p>ハ 報道機関に対する情報の提供</p> <p>(へ) 住民に対する避難指示及び避難所等の状況</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>(略)</p> <p>第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導</p> <p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、地震・津波に関する避難の指示等及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>1 <u>避難勧告</u>・措置の責任体制 災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを<u>勧告</u>し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難勧告</u>・<u>避難指示</u>（緊急）等の基準 避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>（1）避難措置の区分 <u>イ 事前避難（勧告）</u> 余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合は<u>事前に避難</u>させる。</p> <p><u>ロ 緊急避難（指示）</u> 火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>（略）</p>	<p>1 <u>避難指示</u>・措置の責任体制 災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難指示</u>等の基準 避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>（1）避難措置の区分 <u>イ 避難指示</u> 余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合。</p> <p>火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>（略）</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(5) 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行う。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置 (1) 知事による避難の指示等の代行 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの<u>勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。 (略)</p> <p>6 津波に関する<u>避難の勧告・指示</u>及び誘導 (1) 沿岸部の市民への<u>避難勧告</u>等の実施 市は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）イにあるとおり、市長自らの判断で、沿岸の市民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう<u>避難勧告</u>等発令するものとする。 また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示するものとする。</p>	<p>(5) 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行う。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置 (1) 知事による避難の指示等の代行 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。 (略)</p> <p>6 津波に関する<u>避難の指示</u>及び誘導 (1) 沿岸部の市民への<u>避難の指示</u>等の実施 市は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）イにあるとおり、市長自らの判断で、沿岸の市民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう<u>指示</u>するものとする。 また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示するものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>市長が必要と認める場合は、知事を通して、<u>指示</u>について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、<u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u>等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>(略)</p> <p>7 <u>避難勧告等の解除</u> <u>避難勧告</u>等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>第3節 津波からの避難</p> <p>6 居住者等に求められる避難 (略)</p> <p>(4) 津波警報や<u>避難指示(緊急)</u>等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。</p> <p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>2 市における二次災害防止活動</p> <p>(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動 (略)</p>	<p>市長が必要と認める場合は、知事を通して、<u>避難の指示</u>について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、<u>避難指示</u>等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>(略)</p> <p>7 <u>避難指示等の解除</u> <u>避難指示</u>等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>第3節 津波からの避難</p> <p>6 居住者等に求められる避難 (略)</p> <p>(4) 津波警報や<u>避難指示</u>等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。</p> <p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>2 市における二次災害防止活動</p> <p>(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動 (略)</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難勧告・避難指示(緊急)及び避難誘導については、第3章第2節に定める。なお、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や農耕接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p>	<p>ニ 危険な一般建築物の応急措置等</p> <p>市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難指示及び避難誘導については、第3章第2節に定める。なお、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(7) 女性の視点からの避難所運営</p> <p>ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。</p>	<p>併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉事務所及び健康長寿あんしん課が連携して、必要な措置を講じる。</p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、危機管理課や福祉事務所及び健康長寿あんしん課、保健所、県と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>(7) 女性の視点からの避難所運営</p> <p>ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>7 広域避難</p> <p>○市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のおり調整を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。 ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。 <p>○県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>○市、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>8 広域一時滞在</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、<u>県被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。</u></p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <p>3 住宅の供給及び居住の確保措置 (新設)</p>	<p>8 広域一時滞在</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、<u>県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。</u> ・<u>他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</u> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <p>3 住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p><u>住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。</u></p> <p>(1) 住宅の供給方針</p> <p><u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p> <p><u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進 公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案のうえ災害復旧事業の促進を図るものとする。 なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。 <u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進 公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案のうえ災害復旧事業の促進を図るものとする。 なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。</p> <p>3 国土交通省等の権限代行制度</p> <p>○ 県は、市道(県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。</p> <p>○ 市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>3 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>4 その他の災害復旧事業の推進</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援</p> <p>1 被災者生活再建支援制度</p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 (略)</p> <p>(3) 支援金の支給額 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p>	<p>○ 市又は県は、災害時、県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進</p> <p>5 その他の災害復旧事業の推進</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援</p> <p>1 被災者生活再建支援制度（国制度）</p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 (略)</p> <p>(3) 支援金の支給額 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象とならない。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
被害程度	支給額（定額）				被害程度	支給額（定額）			
	基礎支援金	加算支援金		合計額		基礎支援金	加算支援金		合計額
①全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	①全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円			補修	100 万円	200 万円
		賃貸	50 万円	150 万円			賃貸	50 万円	150 万円
②解体 ③長期避難	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円	④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円			補修	100 万円	150 万円
		賃貸	50 万円	100 万円			賃貸	50 万円	100 万円
(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯。		建設・購入	100 万円	100 万円	⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円			補修	50 万円	50 万円
		賃貸	25 万円	25 万円			賃貸	25 万円	25 万円
(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊、中規模半壊した世帯。									

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																																																																			
<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容</p> <p>① 災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p> <p>② 支給額は、下記の<u>2つの支援金の合計額</u>。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる) ※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th colspan="3">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ※床上浸水には加算支援金はない</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">支給額</th> <th></th> <th>再建・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>80万円</td> <td>80万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>床上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支援金の用途は限定されない。</p>	項 目	住宅の被害程度			支給額	全壊	半壊	床上浸水	100万円	50万円	5万円	項 目	住宅の再建方法			支給額		再建・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	全壊	200万円	100万円	50万円	半壊	80万円	80万円	50万円	床上	—	—	—	<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容</p> <p>① 災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p> <p>② 支給額は、下記の<u>とおり</u>。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる) ※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。 ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額(定額)</th> <th rowspan="2">合計額</th> </tr> <tr> <th>基礎支給金</th> <th colspan="2">加算支給金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 損害割合 50%以上</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊 (20~49%)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>80万円</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	支給額(定額)			合計額	基礎支給金	加算支給金		全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃貸	50万円	150万円	半壊 (20~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円	補修	80万円	130万円	賃貸	50万円	100万円	床上浸水	5万円	-	-	5万円
項 目	住宅の被害程度																																																																			
支給額	全壊	半壊	床上浸水																																																																	
	100万円	50万円	5万円																																																																	
項 目	住宅の再建方法																																																																			
支給額		再建・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																																																																
	全壊	200万円	100万円	50万円																																																																
	半壊	80万円	80万円	50万円																																																																
	床上	—	—	—																																																																
被害程度	支給額(定額)			合計額																																																																
	基礎支給金	加算支給金																																																																		
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																
		補修	100万円	200万円																																																																
		賃貸	50万円	150万円																																																																
半壊 (20~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円																																																																
		補修	80万円	130万円																																																																
		賃貸	50万円	100万円																																																																
床上浸水	5万円	-	-	5万円																																																																

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																														
<p>(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯</p> <p>11 住宅の応急修理（災害救助法）</p> <table border="1" data-bbox="174 943 1093 1331"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>現物支給</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。</td> </tr> </table>	支援の種類	現物支給	支援の内容	(略)	対象者	災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。	<p>・国制度と併給する場合</p> <table border="1" data-bbox="1144 437 2130 684"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額（定額）</th> </tr> <tr> <th>基礎支給金</th> <th>加算支給金</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">半壊 (30～39%)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>-</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>30万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>25万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支援金の用途は限定されない。</p> <p>(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯</p> <p>11 住宅の応急修理（災害救助法）</p> <table border="1" data-bbox="1182 895 2107 1331"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>現物支給</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨から、応急仮設住宅の入居が可能となった。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）</td> </tr> </table>	被害程度	支給額（定額）			基礎支給金	加算支給金	合計額	半壊 (30～39%)	50万円	建設・購入	-	50万円	補修	30万円	80万円	賃貸	25万円	75万円	支援の種類	現物支給	支援の内容	(略)	対象者	災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨から、応急仮設住宅の入居が可能となった。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）
支援の種類	現物支給																														
支援の内容	(略)																														
対象者	災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。																														
被害程度	支給額（定額）																														
	基礎支給金	加算支給金	合計額																												
半壊 (30～39%)	50万円	建設・購入	-	50万円																											
		補修	30万円	80万円																											
		賃貸	25万円	75万円																											
支援の種類	現物支給																														
支援の内容	(略)																														
対象者	災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨から、応急仮設住宅の入居が可能となった。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）																														

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
12 応急仮設住宅の供与		12 応急仮設住宅の供与	
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 (住宅の応急修理との併用不可)	支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 (住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。)
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）	問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後																	
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略) 2 農林漁業者に対する資金貸付 (常時対応可能)		第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略) 2 農林漁業者に対する資金貸付 (常時対応可能)																	
支援の種類	融資	支援の種類	融資																
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫	支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内(うち3年以内の据置可能)</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内(うち3年以内の据置可能)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内(うち3年以内の据置可能)</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内(うち3年以内の据置可能)
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間																
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内(うち3年以内の据置可能)																
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間																
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内(うち3年以内の据置可能)																

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
<p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は、市災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下の通り。</p> <p>（1）情報の収集・伝達における市、県関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象台が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p>（2）県、関係機関等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p>（新設）</p> <p>第5節 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>（2）避難情報等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、市は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難勧告等を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の避難情報を発令し、避難場所等から知人宅や指定された指定避難場所へ避難させる。</p>	<p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、市は、市災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下の通り。</p> <p>（1）情報の収集・伝達における市、県関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象台が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p>（2）県、関係機関等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p>（3）市は、市災害警戒本部会議を設置するとともに、速やかに今後の対応を確認する。</p> <p>第5節 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>（2）避難情報等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、市は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し高齢者等避難の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難指示を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、高齢者等避難の避難情報を発令し、避難場所等から知人宅や指定された指定避難場所へ避難させる。</p>

